

様式第 4 (第 5 条関係) (平 5 通産令75・全改、平15経産令72・令元経産令17・一部改正)

【書類名】 図面

【図 1】

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番 (横21cm、縦29.7cm) の大きさのトレーシングペーパー若しくはトレーシングクロス (黄色又は薄い赤色のものを除く。) 又は白色上質紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときは、横長にして用いてもよい。
- 2 図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 4 描き方は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない。
- 5 2 以上の図があるときは、原則として当該出願に係る考案の特徴を最もよく表す図を「【図 1】」とし、以下各図ごとに「【図 2】」、「【図 3】」のように連続番号を図の上に付し、図面が複数枚にわたるときも、全ページを通じて各図ごとに連続番号を付す。また、1 の番号を付した図を複数ページに描いてはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。
- 6 符号は、アラビア数字を用い、大きさは約 5mm 平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付ける。同一の部分が 2 以上の図中にあるときは、同一の符号を用いる。
- 7 線の太さは、実線にあつては約 0.4mm (引出線にあつては約 0.2mm)、点線及び鎖線にあつては約 0.2mm とする。
- 8 切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔の異なる平行斜線を引く。
- 9 図中のある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の個所を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示す。
- 10 凹凸の部分を表すには、断面図又は斜視図を用い、特に陰影を付ける必要があるときは、約 0.2mm の実線で鮮明に描く。
- 11 中心線は、特に必要がある場合のほかは、引いてはならない。
- 12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。
イ 用語は、明細書又は実用新案登録請求の範囲において使用した用語と同

一のものをを用いる。

ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。

ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。